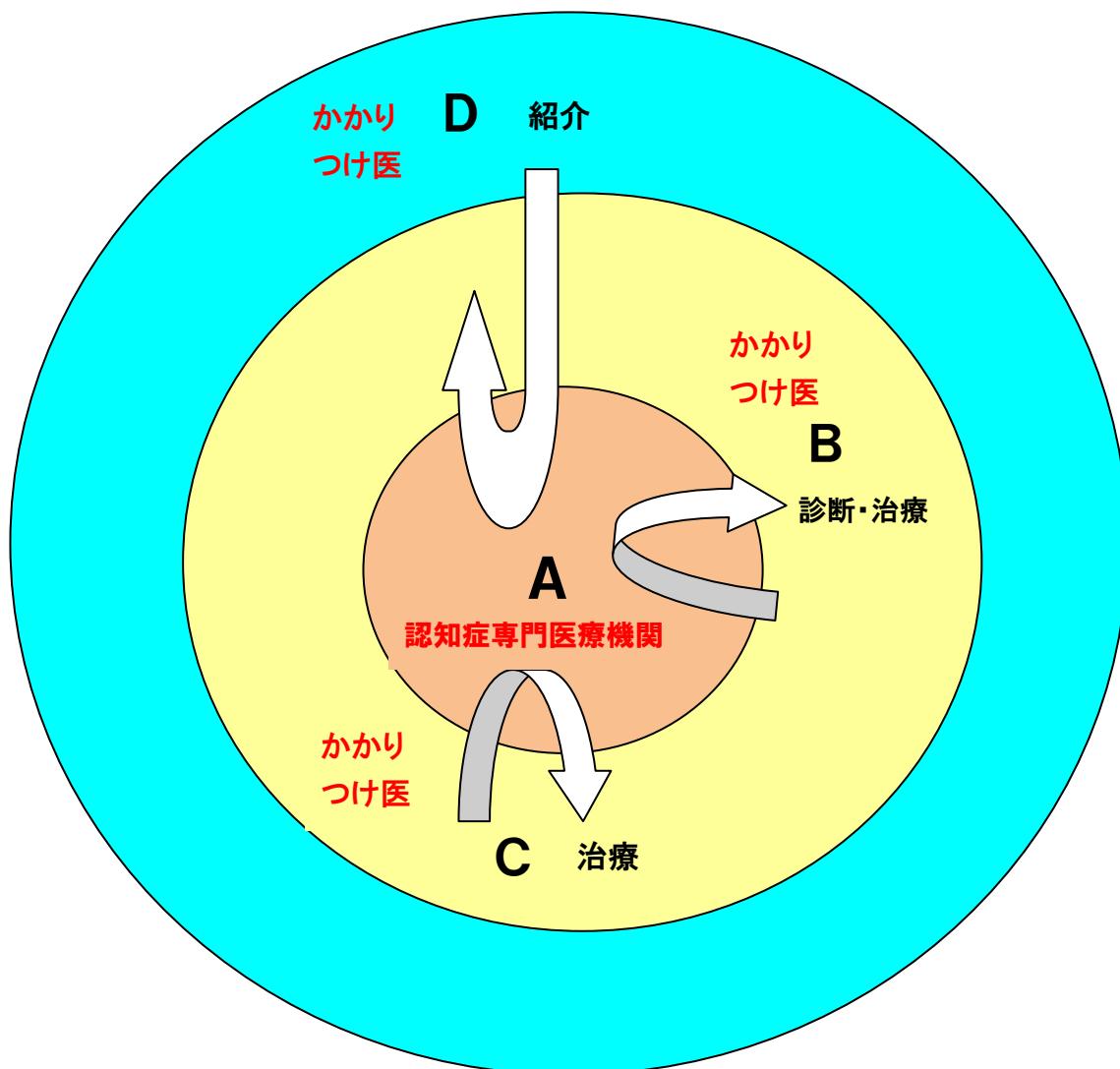


認知症医療機関分類図



A 鑑別診断を行う病院である（認知症疾患医療センターも含む）



・・・認知症専門医療機関

※認知症鑑別診断とは・・・CT、MRI、脳血流検査などの画像検査、記憶・知能に関する心理検査に加え、認知症のような症状を引き起こす身体の病気ではないことを確認する検査を行い診断する（厚生労働省ホームページより）

B かかりつけ医であり、自院で診断し治療する



・・・日常的に認知症と思われる方の治療が可能なかかりつけ医

C かかりつけ医であり、自院で治療する（診断・検査体制なく、専門医療機関と連携しながら治療をすすめる）



・・・日常的に認知症と思われる方の治療が可能なかかりつけ医

D 自院での認知症治療は行わない。認知症の治療については専門医療機関に紹介後、適切なかかりつけ医が治療する。

※目安であり、患者との日常的な関係によるものである



・・・日常的に認知症と思われる方の治療が難しいかかりつけ医